2　前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である受託信託会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該計算期間の末日における取得原価相当額

二　当該計算期間の末日における減価償却累計額相当額

三　当該計算期間の末日における未経過リース料相当額

四　前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

（負債の内容）

第二十六条　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～ホ　略

ヘ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ト・チ　［略］

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ハ　略

ニ　リース負債のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの

ホ　資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

ヘ　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第二条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十一　略］ 十二　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。 十三　［略］ 十四　使用権資産　リースの対象となる資産を使用する権利をいう。 十五　ファイナンス・リース　契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第五十五条の八の二において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。 十六　所有権移転ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。 十七　所有権移転外ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。	（定義） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。 十三　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

改正後	改正前
（負債の内容） **第二十六条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ホ　同上］ ［号の細分を加える。］ ヘ・ト　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ［号の細分を加える。］ ニ　資産除去債務のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの ホ　［同上］	（負債の内容） **第二十六条**　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる負債　流動負債 イ～ホ　略 ヘ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの ト・チ　［略］ 二　次に掲げる負債　固定負債 イ～ハ　略 ニ　リース負債のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの ホ　資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの ヘ　［略］